

# 西原町立幼保連携型認定こども園 西原こども園 重要事項説明書

令和8年3月時点

教育・保育の提供開始にあたり、当園が説明すべき内容は、次のとおりです。

## 1. 施設運営主体

名 称	西原町立幼保連携型認定こども園 西原こども園
所在地	西原町字与那城353番地
連絡先	098-945-2568
代表者氏名	西原町長 崎原 盛秀

## 2. 施設の概要

施設の種類	公立幼保連携型認定こども園				
施設の名称	西原こども園				
施設の所在地	〒903-0111 西原町字与那城 353 番地				
連絡先	098-945-2568				
園長氏名	仲吉 美奈子				
開園年月日	令和8年4月1日				
取扱う事業	一時預かり保育事業、延長保育事業、園庭開放、子育て相談等				
クラス編成	3歳児クラス	4歳児クラス	5歳児クラス		
	りす組	ぱんだ組	もも組	ゆり組	
利用定員	定員	15名	30名	60名(1クラス30名)	
	1号	5名	5名	5名	
	2号	10名	25名	55名	
嘱託医	病院名		医師名	電話番号	
	内科	太田小児科	太田 計	098-946-5081	
	歯科	新川歯科	新川 齊	098-944-1555	
学校薬剤師	所属		薬剤師名	薬剤師 電話番号	
	メルシー薬局		新垣 慶朗	098-888-3888	

## 3. 施設の目的・運営方針

目的	義務教育及びその後の学びの基礎を培うことを目的とし、満3歳児以上のこどもを対象に教育と保育を一体的に実施することで、こどもの心身の健やかな成長を促進します。さらに、小学校教育と円滑に接続できるよう、幼児期にふさわしい生活習慣や創造的思考、主体的な生活態度といった基礎を育みます。また、こどもと保護者の心身の健康を支えるとともに、保護者への子育て支援を行うことを目的とします。
運営方針	すべてのこどもが安心して生活し、健やかに成長することを目指し、家庭や地域との連携のもと、心身の調和のとれた発達と、生涯にわたる学びの基礎を培う。

#### 4. 提供する教育・保育の内容

- (1) こども一人ひとりの主体性と自立性を育むことを基本に、「めざすこども像」の実現を通じて生きる力の基礎を育む。
- (2) 幼児期の特性を踏まえた教育・保育を行い、義務教育及びその後の教育の基礎を培うこと、また、こどもの最善の利益を考慮しつつ、その生活を保障し、保護者とともにごどもを心身ともに健やかに育成する。

#### 5. 職員体制

職 種	員 数	常 勤	短 時 間
園 長	1人	1人	
副 園 長	1人	1人	
主 幹 保 育 教 諭	1人	1人	
主 幹 保 育 教 諭 (指 導 保 育 教 諭)	1人	1人	
保 育 教 諭	8人	8人	
フ リ ー 保 育 教 諭	5人	2人	3人
発 達 支 援 保 育 支 援 員	4人		4人

#### 6. 開園時間及び教育・保育を提供する時間

教育・保育を提供する時間は以下のとおりです。

教育標準時間認定に関する教育時間(1号認定のこども)			
教育・保育の提供を行う日	月曜日～金曜日		
教育・保育の提供を行う時間	教育時間	8:15～14:00	
	一時預かり保育事業 (幼稚園型)	平日	14:15～18:15
		長期休業中	8:15～14:00
			14:15～18:15
※1号認定を受けた園児は、冠婚葬祭等の急な用事に限り、一時預かり保育を利用できます。(長期休業中も同様です。)			
学校休業日(教育・保育の提供を行わない日) ※(2)～(6)は、小学校に準じた長期休暇	(1) 土曜日・日曜日・祝日 (2) 春季休業日 (3) 夏季休業日 (4) 秋季休業日 (5) 冬季休業日 (6) 学年末休業日 (7) 慰霊の日 (8) その他、園長が必要と認める日		

保育標準時間認定に関する保育時間(2号認定の子ども)		
教育・保育の提供を行う日	月曜日～土曜日	
教育・保育の提供を行う時間	標準時間(11時間)	7:15～18:15
	延長保育(平日)	18:15～19:15
	短時間(8時間)	8:15～16:15
	時間外保育	(朝) 7:15～8:15 (夕) 16:15～18:15
	延長保育(平日)	18:15～19:15
休園日 (西原子ども園が休みの日)	日曜日、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)、慰霊の日 その他、園長が必要と認める日	

※次に該当し、必要と認めた場合は休業となります。

暴風警報・特別警報が発令された場合
避難情報等警戒レベル3(高齢者等避難)以上が発令されている条件下で、臨時休園とするやむを得ない事由がある場合
震度5以上の地震が発生し、施設の安全や職員の確保が困難な場合
本園において感染症が流行し、臨時休園となる感染レベルに達した場合

## 7. 保育料・利用料

費用の種類	金額	
	1号認定児	2号認定児
給食費	主食費(月額) 500円 副食費(月額) 4,500円	主食費(月額) 500円 副食費(月額) 6,000円
	※副食費免除対象に該当する場合は、主食費のみ	
	一時預かり保育 (1号認定児) ※1号認定を受けた園児は、冠婚葬祭等の急な用事に限り、保育を利用できます。	平日 14:15～18:15 学校 8:15～14:00 14:15～18:15 休業日 8:15～18:15
時間外保育 (2号認定児短時間保育)	7:15～8:15 16:15～18:15	1時間毎に150円 (月額) 4,500円
延長保育(平日のみ) ※土曜日は実施なし	18:15～19:15	(日額) 300円 (月額) 3,000円
※当園の保育料等は、西原町の保育等の利用者負担に関する条例等によります。		
※保育用品及び保育運営に必要な雑費の徴収につきましては、その都度、ご依頼させていただきます。		

## 8. 施設利用の開始及び終了について

(1) 本園の利用については、西原町から教育・保育の実施について入所決定された支給認定を受けた保護者が、本重要事項説明書等に同意された後に教育・保育の提供を開始します。

(2) 以下の場合には、教育・保育の提供を終了します。

ア. 園児が小学校に就学したとき。

イ. 1号及び2号の支給認定保護者が支給要件に該当しなくなったとき。

ウ. 支給認定保護者から本園の利用の取り消しの申出があったとき。

エ. その他、利用継続において重大な支障又は困難が生じたとき。

## 9. 園児の健康診断について

内科健診	年 2 回
歯科健診	年 2 回
尿 検 査	年 2 回
視 力 検 査	年 1 回

## 10. 緊急時における対応方法

(1) 教育・保育の提供中に、園児の健康状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに保護者があらかじめ指定した緊急連絡先に連絡をするとともに、園医又は園児の主治医への相談及び必要な措置を講じます。

(2) 保護者と連絡が取れない場合には、園児の身体の安全を最優先させる対応を行いますので、あらかじめご了承ください。

## 11. 非常災害対策

非常時の対応	園で定めるマニュアルにより対応	
防火管理者	(副園長) 平安 美樹子	
消防計画届出年月日	東部消防組合 令和 8 年 3 月 31 日	
避難訓練	火災及び消火等を想定した避難訓練を月 1 回実施	
	Jアラート訓練、不審者、地震・津波を想定した避難訓練を年 1 回実施	
	小学校との合同避難訓練を年 1 回実施	
防災設備	消防機関通報火災報知設備、消火器、誘導灯、火災報知器	
一斉連絡方法	ルクミー一斉配信、電話 等	
避難場所	指定避難場所	西原町立 西原小学校
	指定緊急避難場所	与那城児童公園
	西原こども園における一時避難場所	①西原小学校さわふじ館 2 階 ②西原ハイツ自治会所

## 12. 虐待防止のための措置

- (1) 園児の人権の擁護及び虐待の防止をはかるため、職員に対する研修を実施するとともに、虐待の懸念について報告があった際の調査体制や責任者の設置など、必要な措置を講じます。
- (2) 教育・保育の提供中に、本園の職員又は養育者（保護者等利用園児を現に養育する者）による虐待を受けたと思われる園児を発見した場合は、速やかに児童虐待の防止等に関する法律の規定に従い、関係機関との連携を図ります。

## 13. 賠償責任保険の加入状況

以下の保険に加入、同意します。（保護者負担額：年額120円）

保険会社	独立行政法人 日本スポーツ振興センター
保険の種類	災害共済給付

## 14. 相談・要望・苦情窓口

相談・要望・苦情に係る窓口を以下のとおり、設置しています。

相談・苦情受付担当者	（副園長） 平安 美樹子
相談・苦情解決責任者	（園長） 仲吉 美奈子
第三者委員	城間 正和、小波津 美和、阿野 広美
受付方法	来園、文書、電話等により受け付けます。 ※こども園玄関に意見箱を設置しています。

## 15. 業務の質の評価

西原こども園の自己評価	保育教諭等の自己評価を年1回実施し、結果を西原町ホームページ等で公表します。
関係者評価	保護者による園の評価を年1回実施し、結果をルクミーで配信します。

## 16. 守秘義務及び個人情報の取り扱い

- (1) 園長及び職員は、正当な理由がなく、業務上知りえた個人情報を第三者に漏らしません。
- (2) ルクミー等に公開する写真等について、園児のプライバシー保護に努め、別紙同意書を得て、慎重に取り扱いいたします。
- (3) 国の法令に従い、「要録」を小学校へ送付するとともに、必要に応じて他の特定教育・保育施設等、地域子ども子育て支援事業を行う業者等、及び緊急時において病院その他関係機関等に対して、こどもに関する必要な情報を提供する場合があります。

## 17. その他、運営に関する重要事項

- (1) 当園の敷地内はすべて禁煙です。
- (2) 当園は、小学校敷地と隣接しているため、児童や園児の安全性を確保するため、登園時間帯は敷地内への車両の乗り入れはできません。徒歩での登園（送迎）をお願いします。
- (3) 登降園について、基本的には保護者（成人）での送迎をお願いします。ただし、年長児（5歳児）は同意書を提出の上、5年生以上の兄弟姉妹の送迎も可能とします。
- (4) 登降園時、引き渡し前後の事故や怪我、また保護者駐車場での事故について一切責任は負いません。
- (5) 園児及び職員の食事については、委託事業者が調理した給食を当園に搬入し、提供します。（基準省令第13条第1項において準用する児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第32条の2）
- (6) その他、当園をご利用にあたっての留意事項は「入園のしおり」に定めます。

## 18. 別紙参照資料について

- 「重要事項説明書についての同意書」
- 「個人情報に関する同意書」
- 「園児の引き渡し緊急連絡カード」